

協働環境委員会会議録

令和3年12月15日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 11:37

【案件】

1. 議案第95号 令和3年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第97号 令和3年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
3. 議案第102号 令和3年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)
4. 議案第112号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
5. 議案第114号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例
6. 議案第120号 財産の無償貸付け(ふれあい広場)
7. 地域公共交通について

【所管事務調査】

1. 審議会等における女性登用の積極的拡大について

【報告事項】

1. 第3次飯塚市環境基本計画(素案)の市民意見募集について (環境整備課)
2. 「第2次飯塚市総合計画(中間見直し)案」に対する市民意見募集について (総合政策課)

○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。

「議案第95号 令和3年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第95号 令和3年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算書の157ページをお願いします。第1条において、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4921万2千円を増額しまして、総額を歳入歳出それぞれ139億126万7千円としようとするものです。今回の補正は、本年度上期の実績などをもとに、決算見込額を精査しまして、増額となっております。令和2年度の診療控えで、医療給付費が大幅な減となっておりますが、コロナ前の水準まで戻ってきて、大幅な増の見込みであることが予算総額の増額の主な要因として挙げられます。詳細につきましては事項別明細書でご説明いたします。

歳出のほうから説明いたします。166ページをお願いします。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費につきましては、昨年新型コロナウイルス感染症の影響から、例年ベースに戻ってきていることから、5億3068万1千円の増額の見込みとなっております。また、次のページの3目一般被保険者療養費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費も同様に増額補正をしております。

予算書の169ページをお願いします。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金につきましては、令和2年度の県負担金等の超過交付分を返還するもので、5676万3千円を計上しています。

次に、歳入予算の主なものについてご説明いたします。予算書161ページをお願いします。1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、8月分まで

の調定実績から3月までの調定額を推計しまして、5490万8千円増の20億5756万3千円を計上しております。この増額の主な要因は、被保険者の減少が見込みより少なかったこと、また、新型コロナウイルス感染症に係る減免措置の影響が見込みより少なく、これを反映したものとなっております。新型コロナウイルス感染症に係る減免措置については、令和3年度は特別調整交付金で4割の交付になるようになっております。

162ページをお願いします。3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金につきましては、主に療養給付費等の増額補正と、県繰入金の支給決定額の減額により、5億6348万2千円を増額しております。

163ページをお願いします。5款1項一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の額が減額する見込みである影響などにより、総額で1815万9千円を減額しております。その下の5款繰入金、2項基金繰入金につきましては、財源不足を補うため、2668万9千円を減額し、1087万1千円とするものです。6款繰越金につきましては、令和2年度の繰越金9192万円を計上しております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第95号 令和3年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第97号 令和3年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第97号 令和3年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算書の205ページをお願いします。第1条において、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ5004万3千円を増額しまして、総額を歳入歳出それぞれ20億1092万6千円としようとするものです。詳細につきましては事項別明細書でご説明いたします。

まず歳出予算からご説明いたします。210ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、4月及び5月に収納した保険料など4495万5千円を繰越して納付するため、4482万8千円増の19億6712万2千円を計上しています。

次に歳入予算ですが、208ページをお願いします。4款繰越金につきましては、令和2年度の出納閉鎖期間、令和3年4月及び5月収納分の保険料4495万4千円を計上しています。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第97号 令和3年度 飯塚市後期高齢者

医療特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第102号 令和3年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

「議案第102号 令和3年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）」について補足説明をいたします。

補正予算書の261ページをお願いいたします。第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1729万6千円とするものでございます。今回の補正につきましては、歳入における汚水処理施設使用料等の増減、令和2年度決算による前年度繰越金額の確定、また、歳出における今年度前期実績による見込額を算出し、それに基づき補正を行うものでございます。詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

264ページをお願いいたします。歳入からご説明いたします。本会計の主な財源であります1款1項1目1節、汚水処理施設使用料の収入6万円の増額、2款1項財産運用収入については、実績に基づき、1目1節利子及び配当金を5万円減額、2目1節基金運用収入を13万1千円減額、3款1項1目繰越金につきましては、前年度決算の結果、前年度繰越金を137万7千円増額補正するものであります。

265ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。1款1項1目一般管理費につきましては、18節負担金補助及び交付金において、企業局への事務委任負担金を2万1千円増額、26節公課費において、消費税を3万8千円減額しております。1款1項2目の施設管理費の主なものとしましては、12節委託料における維持管理委託料及び汚泥採取等委託料の執行残を合わせて111万8千円減額、24節積立金における汚水処理施設整備基金積立金、預金利子積立金及び運用収入積立金を合わせまして、208万4千円の増額補正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第102号 令和3年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第112号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

議案書の15ページをお願いいたします。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布されたことに伴い、未就学児の被保険者均等割額の減額について規定するほか、関係規定を整理するものでございます。15ページの中ほどの「第4条の見出し中」から始まります1項につきまし

ては、参照条文の変更による文言の改正を行っております。

次に16ページをお願いいたします。16ページの中ほどの2項から始まるところが、子育て世帯の負担軽減の観点から、全世帯の未就学児の均等割額の5割を軽減する内容となっております。条文ではわかりにくいと思いますので、追加資料にて説明をいたします。まず左上の枠の部分ですが、対象は全世帯の未就学児となっております。均等割の5割を軽減し、軽減の負担分を、国2分の1、県4分の1、市4分の1で行います。来年度の保険税からの適用になります。

次に左下の枠ですが、保険税にはもともと所得に応じて軽減がありまして、7割軽減されている世帯については、残りの3割の半分が軽減されることから、1.5割を追加しまして、8.5割軽減となります。同じように、5割は7.5割、2割は6割、軽減なしは5割の軽減となります。

次に、右上の枠ですが、実際の税額の説明となっております。もともと均等割の年税額が2万9100円ですので、7割軽減は2万4735円軽減され、個人負担は4365円、黄色の部分となっております。同じように、5割は2万1825円軽減され7275円、2割は1万7460円軽減され1万1640円、軽減なしは1万4550円となります。

それから、今回の改正による影響額、右下の枠ですが、合計で943人で、総額約920万円の影響となります。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第112号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第114号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第114号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の補足説明を行います。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額について改正するものです。今まで40万4千円であったものを、40万8千円と4千円の増に改めるものです。令和4年1月1日以降に出生した場合に適用されます。出産育児一時金は、総額42万円を支給しておりますが、この内訳は、改正前では40万4千円と、産科医療補償制度掛金の1万6千円を合計したものでした。今回、産科医療補償制度掛金が1万2千円に4千円引き下げられたことから、支給総額42万円を維持すべきとして、40万8千円に引き上げるものでございます。総額は変わらないようになっております。産科医療補償制度掛金については、飯塚市国民健康保険給付規則第2条で規定しておりまして、1万6千円から1万2千円に改正を行っております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第114号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第120号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○まちづくり推進課長

「議案第120号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）」について、補足説明をいたします。

議案書の76ページをお願いいたします。本案につきましては、筑穂庁舎の有効利活用の一環とあわせて、庁舎の一部を地域の交流拠点として活用する目的で平成26年4月1日に設置しました飯塚市筑穂ふれあい交流センターの一部、37.88平方メートルを、ふれあい広場事業コミュニティカフェ厨房として使用するため、筑穂地区まちづくり協議会に対して、無償貸し付けを行うため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。なお、今回、令和2年4月1日から令和4年3月31日の2年間の無償貸与期間が満了するため、その継続として、無償貸し付け期間を令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

これは確認ですけど、今現在、カフェが併設されているかと思うんですけど、飲食の厨房があるかと思うんですけど、これが、今ある形がそのまま更新されていくというふうな形で、特段変更はないということでしょうか。

○まちづくり推進課長

はい、そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第120号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、執行部から、「コミュニティ交通運行計画（素案）に関する住民説明会 開催状況」について、資料提出並びに補足説明をしたい旨の申し出がっておりますので、「地域公共交通について」を議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。「地域公共交通について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○地域公共交通対策課長

地域公共交通につきまして、令和4年度以降のコミュニティ交通運行計画の素案に関する説明会の開催結果について、ご報告をさせていただきます。

提出しております資料「コミュニティ交通運行計画（素案）に関する住民説明会開催状況」

をご参照ください。説明会につきましては、資料1ページのとおり、11月8日から11月19日に市内12地区で開催いたしました。参加者は男性79人、女性61人の合計140人でした。説明につきましては、前回の本委員会でご報告いたしました内容に基づきましてするとともに、各説明会開催の地区に係る内容を中心に説明させていただいております。

当日、会場でアンケート調査をしております。資料2ページをご参照ください。上段の表に参加者全員を対象としたアンケート調査の結果、下段の表に会場での質疑時間における参加者の主な意見・要望を記載しております。上段の表のアンケート調査の結果につきまして、まず、1段目のエリアワゴンの運行内容については、今回の説明内容でよいが21.6%、今後、もっと改善・充実してほしいが52%、この2つ合計で73.6%。今までの運行内容でよいが4.9%でした。

次に、下から2段目の予約乗合タクシーについては、今回の説明内容でよいが30%、今後、もっと改善・充実してほしいが45%で、この2つの合計が75%でした。

次に、コミュニティバスにつきましては、今回の説明内容でよいが40%、今後、もっと改善・充実してほしいが14.5%、今までの方法がよいが14.5%となっております。これらの結果から、今回提案しております素案の内容につきましては、一定のご理解が得られているものと受けとめております。

次に、上から2段のところの、今回100円で設定しておりますエリアワゴンの運賃につきましては、適切であるが49%、高いが4.9%、安いが3.9%となっております。運賃につきましては、参加者以外の方からも高齢者等の運賃負担軽減のご要望等を当課にてお聞きしておりますので、さらに慎重に検討したいと考えております。また、中段のエリアワゴンの運賃の障がい者割引につきましては、現時点では具体的な提案ができておりませんでしたけれども、集計結果では、障がい者、介護者、いずれも100円引きが31.8%、介護者と同乗する場合のみ、1名分だけ100円割引が28.2%となっておりますので、障がい者と介護者が同乗して利用する場合には、何らかの割引を実施したいというふうに考えておまして、調整を今後したいと考えております。

次に、下段の参加者の主な意見・要望につきましては、1のエリアワゴンに関するることにつきましては、(1)の停留所の増設等につきまして、各地区の個別の場所の要望が出ております。(4)では、中心市街地や市立病院のルート of 延伸。

次に、予約乗合タクシーに関するることにつきましては、(1)で運行エリア全体を拡大してほしい。(2)で地区外の大型病院への運行の追加、3のコミュニティバスに関するることにつきましては、(3)で中心部等での個々のバス停の新設要望がございまして、バス停や路線の存続については、意見は少数でございました。

今後の対応といたしましては、この結果、また、そのほかのご意見・ご要望を含めまして、現在の素案の部分的な見直し等を行い、運行ダイヤ等を含めた詳細な運行計画を策定し、今月20日に開催予定の飯塚市地域公共交通協議会においてご議論いただき、運行計画を決定したいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉田委員

各地区の詳細な説明ありがとうございます。今後の流れで今おっしゃいました12月20日に地域公共交通協議会を開いて、決定していくという話は今伺いましたけど、その後の、運行計画とかいうのを国に上げたりとかいうのの手続もありましたよね。その辺についてのスケジュール等をお知らせ願えますか。

○地域公共交通対策課長

先ほど申しました協議会の議論の後に運行計画を確定させます。その後に運行事業者の選定を年明け1月中に行いまして、その事業者との契約を行い、また、運輸支局等に運行の許可申請を行う。また、2月、3月におきましては、住民に対する説明会や、現在も配付しておりますが、全戸配付の利用ガイド等を配付することによりまして、周知活動を行いたいというふうに考えております。

○吉田委員

一応、今の内容でしたら、協議会が開かれて計画確定を年度内にして、1月に業者を決定し、運行計画を国のほうに上げて、2月、3月に地域ごとの説明会という流れですね。これが国のほうに運行計画を上げて、狂うこととか、やはり改善を求められることというのは、今現状である可能性はありますか。

○地域公共交通対策課長

基本的には大きな変更を行う予定はございません。ただし、運行事業者と場所の確認とか調整をする中で、例えばダイヤが1分変わるとか、そういう本当に微細な部分は変わる可能性はありますけれども、基本的には大きな変更は考えておりません。国のほうからの指導というのは、特段ないというふうなことでございます。

○吉田委員

これは要望になるとは思うんですけど、一応協議会で確定し、業者も決定する段階において、やはり地域のほうでやっぱり各地域で運行形態とか、利用される方、いろんな形で特色がありますので、この2月、3月に説明会をする前に当たって、もう一度アンケートとか、何らかの形を地域のほうに投げかけて、バス停の要望とかを取り入れるようなことはもうできませんか。

○地域公共交通対策課長

運行計画の決定につきましては、先ほど申しました年内でなければ、来年4月からの運行というのが実施できないスケジュールになっております。したがって、それ以降のご要望についてはなかなか対応しきれない、対応するとしたら翌年度の運行に反映する方向での調整になろうかと思っております。

○委員長

ちょっといいですか。さっき吉田委員が2月、3月の説明会とおっしゃいましたが、その前の答弁では2月、3月に説明会のときの利用ガイドを配付ということですかね。ちょっとその認識が違うのではないかな。もう1回その説明会——。うん。もう1回。

○地域公共交通対策課長

すみません。先ほど説明がちょっと、雑な説明で申しわけありません。今後のスケジュールの部分で、2月、3月の間に各地区の一般住民を対象とした説明会を開催するとともに、3月に入り、現在も配付しております利用ガイドを全戸配付するというようになっております。すみませんでした。

○吉田委員

2月、3月に説明会は開くという意味で捉えていいんですよね。その前の質問に戻りますが、運行計画を確定して国に出した上では変更ができないから、翌年ということですから、令和5年度には変更をするような形でやっていきたいというお答えと思うんですけど、やはり、こういう手順を踏んで、やはりその協議会とか、やっぱり地元の説明会あたりは、来年、4年度はもう確定して進んでいくわけですけど、5年度を変更するに当たって、同じ手順をやはり踏んでいただけるのか、いただけないのか、そこら辺はどうでしょう。

○地域公共交通対策課長

今後、2月、3月に予定しております一般住民に対する説明会というのは、まず、今回の大きな変更のことがありますので説明会を開催させていただくという取り扱いです。それで、例えば令和5年度、運行2年目の変更に関する協議等につきましては、各地域のまちづくり協議

会だったり、場所によっては、自治会かもしれませんけれども、そういったところの組織の意見をお聞きしたり、個別に当課の窓口でお聞きするものも含まれますけれども、そういった組織の方々と意見交換をしながら、地域のニーズを吸い上げるという形で、2年目の令和5年度の運行の改善を図っていきたくて考えておりました、来年度の2月、3月に開催する住民説明会の分につきましては、2年度の変更のためにという開催する予定は今のところはございません。

○吉田委員

なかなか大々的にやるのは難しいというお考えではあると思うんですけど、やはり利用される方というのが多岐にわたって、やっぱり、交通手段がない方ですから、そちらの方々のご意見が吸い上げられるような体制、まちづくり協議会、今おっしゃられた自治会長あたりに確認をとということなんですけど、やはり利用される方という、今対象で、要望を受け付けるという方々たちは、やはり車に乗ったり、バイクに乗ったり、動ける方たちなんですよ。その方のご意見というのはやはり、自分たちが動けるがゆえにそこまで、やはり情報収集はされていると思うんですけど、なかなかお声が届いてないという面も見受けられるようなところも今まで現状でありましたので、今後についてはやはりそのご意見がよく吸い上げられるようなところですね、前回、私委員会のほうで言わせていただきましたけど、やはりこういう方たちは利用者のアンケートって言っても、説明会に来られている人というのは交通手段があるから来られているんですよ。私も1カ所しか行ってないわけですけど、その交流センターであった説明会については、やはり私たちが困ることだから乗せてきてもらって来ましたよという方もおられたわけです、実情が。だから前回委員会で言いましたように、利用者のご意向のアンケートというのを、ぜひとも5年度に変更するに当たっては、予約乗合タクシーの利用者、登録者に対してのアンケート調査とか、そこら辺がやはり一番生の声が拾えるところだと思うので、これはひとつ検討されてみていただきたいということを要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

関連で1個質問したいと思うんですけども、今要望とか意見とか出ていますね。これは20日の協議会の中で、大きな変更はちょっと難しいかもしれないけれども、マイナーチェンジぐらいはできるということでしょうか。

○地域公共交通対策課長

参加者のご意見とかご要望の中で、今度の運行に反映できるものにつきましては、採用したいと思っておりますし、1年目の運行の状況とかを踏まえて、調整をするというような、ちょっと大きな変更等になれば、4年度からの運行に反映することは難しいと思われまますので、改めて5年度以降の計画に反映することができるかどうかというのを再検討させていただこうというふうに思っております。

○城丸委員

この意見要望の中で、もうできるものはやるという解釈ですか、できないものについては次年度以降に考えるということですか。

○地域公共交通対策課長

はい、質問者のおっしゃる対応を現在考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

いろいろ説明ありがとうございます。細かいことですけども、少し確認させていただきたいのが、2月、3月に説明会を行うというふうに言われましたけど、説明会の日程はもう決ま

っておりますか。

○地域公共交通対策課長

現時点では決まっております。

○金子委員

できれば早く決めていただきたいと思っています。というのも先ほど同僚議員からも言われたとおり、使いたい人たちというのは、大変情報が取りにくい方たちだと思います。この前も、回覧板は回したけれども、同時並行だったような感じがあって、来たいと思っていたのにか、全然知らなかったという声をたくさんるところから聞いております。乗りたい方って想像すると、やはり高齢の方だったり、車に乗られなかったりする方がたくさんいらっしゃるんですよ。その方たちに合った情報提供ってなった場合は、ホームページは全般的にすべきだと思いますけれども、早目に丁寧にしないではいけないと思うんですよ。今から日程を決めるとなっても、恐らく、回覧版はいつぐらいがいいかなって考えると、かなりもう厳しいのではないかと、2月に入ってすぐはもうちょっと難しいのではないかなというような気もします。早目早目に計画を立ててやっていきたい。やっていただかないと、回覧版もすぐには回らない。地域によってはやっぱり1カ月かかったりするんですよ。そうすると、3月の初めにしようと思っても、2月の初めにはもう配っておかないといけないと思うんです。そうなったら、1月の初めにはもう予定を決めてやらなくてはいけないということになると思うんですよ。交流センターの広いところとか、新型コロナウイルスの感染症とかを考えると、場所もかなり選ばないといけないと思いますので、早急にこの説明会の日程を決めていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

金子委員から「審議会等における女性登用の積極的拡大について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。金子委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。金子委員に発言を許します。

○金子委員

今回は審議会委員等における女性の登用率の積極的拡大について、所管事務調査をしたいと思って提案させていただいております。提案理由は、最近、男女共同参画という言葉がよく聞かれるようになってきたように私は思っております。男女共同参画というのは、社会の全ての場面で進めなくてはいけない重要課題だと考えます。飯塚市の第2次男女共同参画プランの中でも、意思決定過程の女性の参画の推進・促進は重要課題に掲げられております。特に審議会は多様な立場の方が委員となるので、今回は審議会等における女性の登用について調査したいと思っています。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「審議会等における女性登用の積極的拡大について」、所管事務調査を行うことに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「審議会等における女性登用の積極的拡大について」を議題といたします。金子委員に質疑を許します。

○金子委員

第2次飯塚市男女共同参画プランでは、市の目標審議会等の女性の委員の割合を令和3年度

までに40%と数値目標を掲げておりますが、市の目標審議会等とはどのような審議会か、また、その数についてお尋ねいたします。

○男女共同参画推進課長

市の目標審議会等とは、地方自治法第202条の3に基づく審議会等と、市民参画による審議会等を合わせたものです。令和3年4月1日現在の地方自治法第202条の3に基づく審議会等は78、市民参画による審議会等は6となっております。

○金子委員

この目標審議会とは2種類あって、地方自治法第202条の3に基づく審議会と市民参画によるものだということがわかりました。ではその中で、女性の登用の状況についてお示してください。

○男女共同参画推進課長

各年度4月1日現在になりますが、このプランの基準値である平成27年度は31.3%、28年度も同じく31.3%、29年度と30年度は32.3%、令和元年度32.9%、令和2年度33.6%と、毎年1ポイント以内での増加で推移しております。令和3年度は35.4%となり、目標の40%は達成できておりませんが、前年度と比較し、1.8ポイント増加しております。

○金子委員

徐々ではありますが、少しずつふえていることがわかりました。目標の40%にあともう少し、35.4%なので、あともう少しなので、この工夫が必要だと思いますが、では状況として、女性のいない審議会はございますか。

○男女共同参画推進課長

令和2年4月1日現在では、地方自治法第202条の3に基づく審議会等においては、女性のいない審議会は5つありました。しかし、令和3年4月1日現在はゼロとなっております。市民参画による審議会等には1つございます。

○金子委員

この1年で、5つの審議会が、女性議員がいないということがなくなったということがわかりました。では、本当にこの審議会等の女性の登用率が、本当にこう少しずつ上がってきたのは、取り組みの成果だと思っております。ではどのような取り組みをされたのか、お示してください。

○男女共同参画推進課長

審議会等における女性の登用率40%を達成する取り組みといたしましては、飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱に基づき、広域な角度から女性登用の取り組みを推進しております。具体的には、40%の目標を達成していない場合は、公募委員総数の2分の1以上の女性委員の登用に努める。また、団体推薦の委員については、団体の長等の役職に限定せず、広い視野から、女性の適任者の推薦について協力を要請するなどです。また、審議会等の女性委員の候補者を登録する飯塚市女性人材バンクの登録者をふやし、担当課からの要望に応えられるよう、制度の充実を図っております。

○金子委員

この審議会等における女性の登用率を増すために、飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱があり、さまざまな取り組みをされていることがわかりました。また、女性人材バンクが推進の充実を図るために適用されているということですが、この女性人材バンクの登録者数と、審議会に紹介した実際の人数をお示してください。

○男女共同参画推進課長

令和3年11月末現在、登録者数は37人。担当課に紹介した人数は4人となっております。

○金子委員

この37名ということなんですけれども、令和2年はどのくらいの数だったかを教えてください。

○男女共同参画推進課長

令和2年度末は23人でした。

○金子委員

昨年度23人だったのが37名にふえたということで、14名、かなりふえていることがわかっております。かなりいろいろ努力をされているんだということがわかりました。特にこの令和3年度に、また1.8ポイント増加したというのは、今までの倍ぐらいのスピードではないかと思えます。このこつこつした努力というか、その理由がわかれば教えてください。

○男女共同参画推進課長

令和2年度までは、担当課が団体等からの推薦を受けた委員候補者名簿を提出後に協議を行ってまいりました。しかし、40%の目標達成ができていなくても、委員候補者の変更には及んでおりませんでした。しかし、令和3年度より、担当課は団体等への委員候補者を依頼する前に男女共同参画推進課と協議を行わなければならないとし、目標達成のための方策についての助言を行っております。

○金子委員

1年間で1.8ポイントって少ないかなと思ったんですが、大変努力をされていることがわかりました。やはりこれは、男女共同参画推進課とそれぞれの担当課が連携しやすい取り組みができた結果なのではないかなと思いました。

では、女性登用率の目標が、残念ながらまだまだ未達成です。その原因は何だと思われませんか。

○男女共同参画推進課長

令和3年4月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、男は仕事、女は家庭という考え方について否定的な市民の割合は65.4%で、前回調査よりも6.5ポイント増加しておりました。しかし、家庭における育児や子どものしつけについては、ほとんど女性、どちらかといえば女性という回答が60.7%、また、介護においては56.7%となっており、前回調査よりも増加しております。このように、固定的性別役割分担意識は解消に進んでおりますが、家庭内や社会において、性別役割分担が改善されていないこと及び社会における制度や慣行により、女性の意思決定の場への参画が進んでいないことが問題だと考えております。

○金子委員

この市民意識調査でわかることというのが、固定的性別役割分担意識はかなり変わってきている。けれども、残念ながら実際にはまだまだ介護や子育ては女性がやっているという現状があるということだということですが、その認識でよろしいでしょうか。

○男女共同参画推進課長

質問委員の言われるとおりです。

○金子委員

今ずっと飯塚の話をしたんですけれども、内閣府の男女共同参画局が、女性の参画状況の見える化マップというのを公表しております。さまざまな分野における全国の女性参画の状況がわかります。その中で、市町村における見える化では、市町村議会、公務員、審議会、そして防災会議などの項目があります。そこで公表されている飯塚市の状況についてお示しください。

○男女共同参画推進課長

この見える化マップでは、令和2年度の本市における委員等の女性の占める割合は、市議会議員は28人中1人で3.6%、管理職では75人中7人で9.3%、係長相当職は154人中57人で37.0%、地方自治法第202条の3の審議会委員では911人中285人で31.3%、自治会長では278人中17人で6.1%、防災会議委員では37人中8人で

21. 6%と公表されております。

○金子委員

やはり、この自治会長の中、278の自治会がある中で、女性は17人6.1%というのは、大変低い数字だと思っております。では、この自治会長が選出されている、この人数が少ない17人の自治会長が選出されている審議会のその数と、その中で女性が選出されている人数がわかればお示しください。

○まちづくり推進課長

令和3年12月1日現在において、78の審議会等のうち、自治会長が選任されておられますのは32審議会、延べ49名が自治会長として選任されておられます。そのうち3名が女性となっております。

○金子委員

やはり49人のうち、女性が3名というのは、大変少ない数字だと思いました。では、まちづくり協議会役員の方が選出されている、その審議会の数と、男女別の人数がわかればお示しください。

○まちづくり推進課長

令和3年12月1日現在において、78の審議会等のうち、12地区のまちづくり協議会の代表者が選任されておられますのは9審議会、延べ21名が選任されておられます。そのうち5名が女性となっております。

○金子委員

まちづくり協議会代表者が選出されている審議会が9つあって、21人が選任されている。そのうち女性は5名だということだったんですね。先ほどの割合からすると、その審議会にかかわるまちづくり協議会の割合は少ないけれども、どちらかというと、女性は多いのではないかなと、割合的にですね、多いなというふうに考えました。では、何でこう、自治会長が選任される割合が、少ない原因は何だと思われませんか。

○まちづくり推進課長

自治会長の選任自体が、男性比率が高いということが原因と考えております。改善策は、飯塚市のほうでも自治会と調整しまして、自治会長ハンドブックというのを作成しております。その中で、各自治会にはそれをお渡しし、男女共同参画の推進についてお示ししています。内容についてもご説明し、これをもとに、自治会運営をお願いし、女性の参画率を高めることが大事だというふうに考えているところでございます。

○市民協働部長

補足して答弁させていただきます。今、担当課長のほうが答弁しましたように、自治会長の多くは男性でございます。そうすると、審議会の推薦もどうしても男性が多くなっていくというのは事実でございます。ただ、私もいろんな自治会長さんとも話す機会というのは多いわけですが、その自治会の多くは、やはりどこも高齢化で、役員などの担い手不足というのが大きな課題、どこもそういう形になっております。そのような状況で、自治会の中では、もう男性の組織だとか、自治会長は男性しかだめだというような考えを持たれている会長さんや自治会は少ないのではないかとこのように思っております。ここは質問委員もよく御存じでございますけれども、中嶋玲子県議会議員がよく言われておりますが、私でよければ頑張りますと言って、男女を問わず自治会活動に参画していただくことが、自治会の男女共同参画につながり、結果として審議会の女性登用率の向上につながるというふうには私では考えております。そのためにも、地域で活躍する女性リーダーの育成や、女性活躍社会の推進に、私どもとしても力を入れていきたいと考えております。

○金子委員

部長が言われたとおり、女性の活躍というのが進んでいると思います。それで、先ほど答弁

の中で、この固定的役割分担意識は解消している、解消に進んでいるけれども、残念ながら、社会における制度や慣行がまだまだその女性の意思決定の場への参加に進ませられてないという状況があるのではないかというような、市民意識調査の結果があるということでした。私たちができることはやっぱりこの制度を少しでも変えていくことが、自治会、そして私がこの質問としている審議会の人数を変えていくことにつながるのではないかなと思います。意識を変えていくことは、本当にやっぱり大変です。そもそもやっぱりまだまだ女性が社会で意思決定のところに進んでいくというのは、残念ながら、まだまだこの6%という少ない数字、そこを上げていかななくてはいけないということを考えました。それで、私もいろいろどうしたらこの審議会の中で女性がふえていくのか、その中では自治会の役割というのは大きな役割だと思っています。その中で、内閣府も、第5次男女共同参画推進基本計画の中で、地域活動の中で、実際にそのプロセスに男女共同参画の視点や女性の意見を取り入れ、反映ができるように、女性参画の拡大やリーダーとなる女性の育成を図ろうということも掲げられています。私がいろいろ調べたところ、兵庫県の小野市や、近くにある那珂川市は、実際すごいはっきりした制度をつくりあげられています。自治会女性役員参画推進補助金制度というもので、自治会の中に女性が30%いたり、自治会長になればお金を10万円渡しますというような制度です。私も大変それびっくりしたんですけれども、それで、那珂川市に電話したところ、大変効果がある。思ったよりも、7地区ぐらいかなと思ったところ、10地区以上あがっているということでした。かなり大胆な施策だと思いましたが、そのような大胆な施策を考えることも必要なかなと思いました。審議会の登用を丁寧に考えられているからこそ、40%にかなり近づいてきている。だからこそ、いろんな手だてを考えていただきたいと思いました。いろいろ審議会等における努力をされていることは本当によくわかりました。これからもよろしく願いいたします。

○市民協働部長

質問委員が要望されました那珂川市のことについて、若干、答弁させていただきます。私も質問委員が言われましたように那珂川市の資料についてはちょっと見させていただきました。それで、実は本市におきましては平成21年に補助金見直しの指針というものを定めておまして、その見直しの内容の中で、補助金はその用途が明確である必要がある。公益性のある事業費に対して補助を交付するように改善をしております。したがって、以前からあった団体への運営補助金については、順次改めているというような状況でございます。今回ご紹介されました那珂川市の補助金につきましては、どちらかという用途も明確にされておられないので、団体運営補助金というような位置づけの補助金でございます。そういうことにつきましては、本市のほうでは補助金の適正化というものを進めておりますので、それからするとちょっと逆行いたしますので、申しわけありませんが、そういうような形での制度の導入というのは、飯塚市のほうとしてはちょっと厳しいというふうには思っております。しかしながら、自治会やまちづくり協議会への女性の参画については、大変重要なことでございますので、どうしたら女性が参画できるのかということにつきましては、まちづくり推進課とか男女共同参画推進課と検討しまして、考えていきたいと思っております。

○金子委員

大変わかりやすい答弁ありがとうございました。男女共同参画というのは、男女共同参画推進課だけでなく、それぞれの課と連携しながら取り組んでいかなければ、進まないということはおそらくわかっておりますので、今後どうぞよろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議あ

りませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 58

再開 11 : 08

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、2件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「第3次飯塚市環境基本計画(素案)の市民意見募集について」、報告を求めます。

○環境整備課長

「第3次飯塚市環境基本計画(素案)の市民意見募集について」、ご説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。1ページから3ページにかけまして、第1章 計画の基本的事項となっております。現計画が今年度末をもって終了するため、今回新たに2022年度から2031年度の10年間を計画期間とし、本計画を策定するものでございます。

4ページをお願いいたします。ここから10ページにかけまして、第2章 第2次飯塚市環境基本計画の振り返りとして、現計画について、市民意識調査等を含めた振り返りを行った結果、10ページにお示しをしております(1)気候変動リスクへの対応、(2)市民の環境問題、環境活動への意識醸成の2つの課題が明らかになりました。この課題解決に取り組んでいくために、11ページから14ページにかけまして、第3章 基本方針を定めております。飯塚市が目指す将来像として、「人+自然+やさしいまち=いいづか」を掲げております。この将来像を目指すために、下段のほうになりますが、基本目標Ⅰ：豊かな自然と人が共生する環境をつくる、12ページになりますが、基本目標Ⅱ：うるおいのある快適な生活環境をつくる、基本目標Ⅲ：循環型社会・脱炭素社会を実現する、この3つの基本目標を定め、これらを達成するために、横断的取り組みとして、「教育・協働・連携の推進」を重点施策として定めております。あわせて、現在、世界規模で取り組みが進められておりますSDGs(持続可能な開発目標)の17のゴールにつきまして、先ほどの3つの基本目標と重点施策に関連づけて定めることにより、本計画の推進と同時に、SDGsのゴールの実現に向けても寄与することとしております。

15ページをお願いいたします。ここから31ページにかけましては、第4章 基本施策となります。ここでは先ほどの3つの基本目標と施策方針ごとに、取り組みの方向性と評価指標を定めております。詳細については割愛をさせていただきます。

申しわけございません。戻りますが、22ページをお願いいたします。22ページから29ページにかけまして、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を定めております。地球温暖化対策実行計画につきましては、先ほど申しました基本目標Ⅲ：循環型社会・脱炭素社会を実現すると共通しており、本計画と一体的に推進するため、ここで定めております。この計画では、本市の温室効果ガス削減目標値について、国・県と同様に、中期目標として2030年度までに2013年度比で46%削減、長期目標として2050年度までに排出量実質ゼロと定めております。

30ページをお願いいたします。30ページから32ページにかけまして、本計画における重点施策として、「教育・協働・連携の推進」について、3つの方針を定めております。方針1つ目、情報発信手段の多様化、方針2つ目、多様な主体、多様な世代の交流・連携の推進、

方針3つ目、環境教育・学習の充実とそれぞれしております。これは冒頭に述べました、本市における2つの課題解決のためには、将来に向けた人材・コミュニティの育成が重要でありますことから、本計画における重点施策「教育・協働・連携の推進」を掲げ、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今後のスケジュールといたしましては、本計画書素案について、12月1日から12月28日まで、ホームページ、また、各支所等を利用しまして、パブリックコメントの募集を行い、審議会等での審議を経た後、今年度末に本計画を作成する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

ちょっと簡単に数点、質問させていただきます。まず、環境の政策というのも、もう数十年来続いてきているかと思うんですけど、ここに来て、経済界への取り組みが波及して、まだかなり環境という部分が、前々から言われているように21世紀は環境の世紀だというふうに言われていますけど、その部分の取り組みが、今後、ますます時代の流れとして、進展していくのではなからうかというふうに思っています。そういった中で第3次の計画ですので、非常に重要な10年になるかと思しますので、しっかりした計画をまずつくっていただきたいと思ひますし、先日副市長のほうからも、年賀状のほうはもう取りやめにしますというふうなちょっとご案内も来ましたが、そういったのも市の大きな方向性として、そういった意識を持ってらっしゃるのかなというふうには感じましたので、ぜひ頑張ってくださいと思ひますが、その中で、やはりと言いましても振り返りという部分も必要かと思ひます。2次の基本計画の振り返りを見る中で、正直ちょっと数字の達成率というのが厳しい部分も、ちょっとあるかと思ひます。報告事項でもありますので、ちょっと個別にちょっと触れることはいたしませんけど、やはりこの部分はしっかり反省をしていただく必要があるかと思ひますし、私が思うのは、やはり市の目標設定がどうだとかというよりも、市民の方への啓発とかという部分がやはりまだ十分に行き届いてないのが大きな理由ではないかなと思ひますので、その部分をしっかりとやっていただきたいと思ひます。具体的には、3次の中身も見させていただいていますが、その中で、ぜひちょっと検討をちょっとしていただきたいのが2点ありまして、まず一つは、環境意識といいますか、そのあたりを高めていくというふうな目標があったかと思ひんですけど、その中で、最近ちょっとよく地域の方からも言われるんですけど、ちょっと市の市街地とか、市の中心地とか、ちょっと周辺部とかによって違うかもしれないんですけど、例えば野焼きの問題というのを、結構ちょっと言われることがありまして、野焼きをしているので、やめさせてほしいというか、そういったことがあって、今チラシとかも配られているかと思ひんですけど、そういう野焼きに対する部分というのは、直接こう入ってはないんですけど、現在、現状として、こういった苦情とかというのが、現状としてあつてますでしょうか。

○環境整備課長

今、質問委員が言われました野焼きに関しまして、詳細のちょっと数字は今持ち合わせてないんですけども、野焼きに関する苦情等に関しましては、大体平均してですけども、今時点で30件余りあつております。それに対する対応としましては、先ほど質問者も言われましたけれども、野外焼却の禁止とかいうチラシを、当然、その現場に持って行って、実際にやられている方がいらっしゃれば、当然注意をして、今後気をつけていただくとか、そういうふうな周知を行っておりますし、実際に現場に駆けつけて、誰もいらっしゃらない場合もございますので、またそのときは、通報された方々には、再度そういうことが行われた際には、またご連絡をいただきたいというような対応を図っております。

○永末委員

野焼きにもいろんなこうちょっとこう何か状況がありますので、焼いている方がわかるケースもあれば、誰が焼いているかわからないとかというケースもあつたりするので、そういった意味ではチラシの啓発は進めていただく必要があるのかと思うんですけど、ちょっと一つ検討していただきたい対策として、行政無線等でいろいろこう、行政の情報等を周知されているかと思うんですけど、そういうのを使って、野焼きは基本的には禁止されているので、ご迷惑な事例もふえているので、しっかりとそこは考えてほしいということを、そういう防災行政無線などを使いながら、こうやれないかというのをちょっと1点検討していただきたいと思います。

あと、以前からちょっと申し上げております水質の改善のほうに私、取り組んでいますけど、そのときに浄化槽も今回単独浄化槽と、くみ取り式ですね、撤去補助金というのを創設していただきまして、今それをずっとこう取り組んでいただいているんですけど、やはりそのあたりのことを、環境審議会の方が知らなかったりとかということもあつたりしますので、ぜひそういった部分もしっかりやっていますということを、計画の中にもし織り込めそうでありましたら、織り込んでいただくように検討していただきたいと思います。

最後、今回こういった計画書をつくられるのは、当然行政ですので必要かと思うんですけど、最初に申し上げたように、市民への啓発というのをしっかりとやっていただくというのが、一番の、今後の、第3次の実際の目標達成に大きく寄与していくのではなかろうかと思っておりますので、こういう計画はしっかりある中で、やはり市民の方がしっかりと共有して、それこそ協働で、市と市民が協働で、目標を達成していく必要があるかと思っておりますので、まずもってこういうことをやっているんですよということを、市民の方がしっかりとまず認識する必要があると思っておりますので、この計画を読んでもらって読んで読む方って少数だと思っておりますので、ぱっとちょっと一目で見てわかるような、第3次の計画の中で重点的にやろうとしていることは、これなんですよ、これなんですよ、これなんですよって言うのがわかれば、一目でわかるようなそういうグッズといいますか、啓発の資料みたいなのをぜひつくっていただきたいと思うんですけど、ご答弁いただけますでしょうか。

○環境整備課長

啓発ですね、今、質問者から貴重なご意見をいただきましたので、当然、今回第3次でも重点施策で掲げておりますように、教育・協働、あと連携の推進というところで私どもも今回挙げております。啓発の方法については、まだまだ足りない部分も、第2次ではあつたかというふうに反省をしております。今後この計画を策定するに当たりまして、またでき上がって推進していくために、その啓発の部分で、今、ご意見等賜りましたので、それも踏まえて、創意工夫といいますか、考えて、できるだけ多くの市民の意識の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○永末委員

最後ちょっと副市長の環境へのお考えもちょっと聞いてみたいなと思っておりますけど、ちょっとるる申し上げたように、今後そういった流れというのは、ますます拡大していく方向にあると思っておりますので、行政としても、しっかりと、これまで以上に本腰を入れてやっていただくような政策になっていくのではなかろうかと思っておりますけど、副市長のお考えとしてこの環境政策について、今後、どのようにされていこうというふうにお考えなのか、ぜひご意見いただければと思います。

○久世副市長

今、質問委員のほうからもるる貴重なご提案をいただいたところでございます。私も、実は、第2次の振り返りを担当課としたときに、KPI、いわゆる目標設定がやっぱり高過ぎたかなというふうな気がするというのが、ほとんどがもう資料を見ていただくとわかるんですけど、なかなか目標に達していない。ただ、これは高過ぎたというふうなことが言える、もう昨今ではないわけですね。もう目の前までにこの環境というものは、いわゆる重大な問題として、もう

全人類が取り組まなければいけない課題になっている。そういったときに今言いますように、市役所が当然頑張っていくのは当然なんですけれども、これやはり、我々、役所サイドだけで頑張っている、とても実現できる問題ではございませんので、まさにご指摘されたとおり、我々も頑張っていくと同時に、積極的な啓発を行いながら、市民の皆様方と一緒に、何とかしてこの環境問題に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

先ほど副市長も言われたとおり、この問題というのは全人類にかかわることだというのはすごく思います。よく市民の方から言われるのは、SDGsとか、気候危機とか言われて、大変自分たちも何かしなくてはいけないと思うけれども、実際、自分が何をしているのか本当によくわからないということをよく言われます。なので、細かい設定がありましたよね、例えばペットボトルのこととか、ごみのこととか、廃食用油のこととか、結構細かいことが取り組みとして挙げられているので、やはり本当わかるような、目に見えるものを提示していただければと思っております。そしてまた、すみません、一つだけお聞きしたいんですけども、この市民意見の募集はいつからいつとおっしゃいましたか、もう一回ちょっとお聞かせください。

○環境整備課長

市民意見の募集は12月1日から12月28日まで、ホームページまた各支所等に意見箱を設置して募集をしております。

○金子委員

私がちょっと、ホームページではちょっと見つけきれなかったんですけども、できれば、これは要望になりますが、28日というのは本当に市民の方はばたばたされているので、できれば、お仕事もお休みになるのであれば、1月3日とかぐらいまでにしていただくと、市民の方がまた見る機会が少しでもまたふえるのではないかと思いますので、できればそういう取り組みをしていただければと思っております。これは要望で終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「『第2次飯塚市総合計画（中間見直し）案』に対する市民意見募集について」、報告を求めます。

○総合政策課長補佐

「第2次飯塚市総合計画（中間見直し）（案）に対する市民意見募集」についてご報告をいたします。第2次飯塚市総合計画につきましては、平成29年度を初年度とし、令和8年度までの10年間を計画期間としており、今年度、令和3年度で中間年度を迎えますことから、計画の中間見直し案を策定し、市民意見募集を実施することといたしましたので、その概要について報告するものでございます。

資料1の1ページをお願いいたします。ページの左側には、現計画の策定の趣旨と概要を記載しております。ページ右側には、今回の中間見直しの概要ということで、まず(1)には、中間見直しの範囲といたしまして、3行目以降に記載のとおり、今回の中間見直しにつきましては、計画策定当初から、これまでの間の社会経済情勢の変化や、新たに生じた課題などへ柔軟に対応するために必要な見直しを行い、基本構想については見直しを行わず、引き続き継承し、取り組むべき施策を、総合的かつ体系的にまとめた基本計画について、必要な見直しを行うことといたしております。具体的には、7分野の政策と40の施策の柱ごとに目標の達成状況の把握や、課題の評価検証を実施し、必要な表現の修正や、目標達成指標の見直しなどを行

うものです。また、人口産業構造及び財政の状況につきましては、国勢調査の結果や決算状況を反映し、時点修正を行っております。（２）は、SDGsの取り組みとして、国におきましては、自治体の各種計画にSDGsを反映させることを推奨しております。今回の中間見直しにおいて、総合計画に掲げる施策の推進が、SDGsの目標達成につながるものとして、基本計画の各施策とSDGsの17のゴールとの関連性を明示することといたしております。2ページ、3ページには、人口構造と産業構造の推移について、それぞれ時点修正を行い、最新の状況を加えております。また4ページには、財政の状況と財政見直しについて、本年6月議会において、財政課のほうより、各常任委員会に報告をさせていただきました内容を反映させ、掲載しております。

5ページをお願いいたします。昨年実施いたしました市民意識調査の結果について、5ページには、飯塚市の住みやすさについて、6ページには、市民が感じるまちづくりの満足度と、将来的に飯塚市が力を入れるべき取り組みの3項目について掲載しております。計画策定前の平成27年に実施した市民意識調査結果との経年比較につきましては、文章中に記載しております。

7ページをお願いいたします。中間見直しの全体構成となりますが、40施策を一覧表で掲載し、右側の黒丸をつけた施策が見直しを行った施策となりまして、今回28の施策について見直しを行い、8ページから35ページまでに掲載しております。見直しを行った部分につきましては、黄色のマーカーで着色をしている部分となります。また、参考までに、資料2として、中間見直しの新旧対照表を作成いたしております。資料2の内容の説明につきましては省略させていただきますので、後ほどご確認をいただければと存じます。

それでは見直しを行いました施策につきまして、本委員会の所管に関する主な見直し内容を説明させていただきます。

まず9ページをお願いいたします。「男女共同参画の推進」の施策となります。ここでの見直しは、ページ右側の基本事業について、総合計画と現在の男女共同参画プランとの整合性を図るために、4つの基本事業の柱にあったものを、記載のとおり3つの基本事業の柱へと見直しを行っており、ページの左側の目標達成指標につきまして、一番下の段になりますけれども、地域活動の場で、男女の地位が平等になっていると思う市民の割合という指標を新たに追加しまして、ほかの3つの目標達成指標の目標値につきましても全て上方修正を行っております。

15ページをお願いいたします。「保健・医療の充実と連携」の施策になります。ここでは、ページ左側の現状と課題について、未知の感染症への対策が重要であることとして、新型コロナウイルス感染症が発生して以来、医療体制の逼迫の危機や、社会経済活動に大きな影響を及ぼし、市民の生活様式も一変する状況になったことなどを踏まえまして、その対応ができるよう、国・県・医療機関等との連携強化体制の構築が重要であるということについて、新たに記載を行いまして、そのことに関連しまして、ページ右側の基本事業の③として、新たな感染症への対策という、基本事業を追加いたしております。

35ページをお願いいたします。「環境にやさしいまちづくり」の施策になります。ここでは、ページ左側の現状と課題について、環境施設等の定期的な整備や改修を行い、長寿命化を図っていますが、将来的に老朽化が見込まれることから、中長期的かつ広域的な視点で、集約化・再編整備に向けた検討を行う必要があるという、現状に即しました記載に改め、ページ右側の基本事業の④ごみ処理施設の適正管理と整備について、集約化・再編整備に向けた検討を施設組合や組合の構成員である周辺自治体と連携して進めていくという記載に改めさせていただきます。

36ページをお願いいたします。冒頭にも申し上げましたが、各施策とSDGsの17のゴールとの関連性を黒丸で明示して一覧表にしたものになります。このひもづけの考え方につきましては、総合計画の各ページに記載される基本事業までの内容で線引きをして関連づけを

行ったものとなります。

最後に資料3、市民意見募集についての資料をお願いいたします。今回提示させていただきました中間見直し案について、資料に記載の内容で、12月27日から1月21日までの期間で、市民意見募集を実施したいと考えております。そのほか、閲覧場所と市民意見募集の概要については資料に記載のとおりでございますので、ご確認いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお、第2次飯塚市総合計画（中間見直し）案における具体的な事業等に関する質疑については、当委員会の所管に関するものにとどめていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

○金子委員

丁寧な説明ありがとうございました。特にこのSDGsという話は本当に全人類が考えなくてはいけないことだし、細かにやっていくことは、とても見やすいものだと思います。特に今回のこの委員会に関係することって、私が一番関係していると思うのがこのジェンダー平等のところなんですけど、その表、何ページでしたかね、出していただいているんですか。はい、ありがとうございます。この第2次飯塚市総合計画とSDGsとの関連性というところで、大変見やすい図だなと思っております。ほかの市町村でもこのような図が時々出ていますので、わかりやすいなと思ってます。私このジェンダー平等、この第5番目というのは、よく言われるように、横串を刺すもので、根幹を担うものだ。最近見た本では、死活問題だ。このジェンダー平等を取り入れるのは、自治体による、また国における死活問題だというような、かなり強い言葉も言ったことがあります。それほどジェンダー平等は大変重要だなというふうに認識されてきているなと思ってます。その中で、このSDGsは、示されているように17のゴール、そしてここには書いてありませんが、169のターゲットがあるとされていますよね。それをよく読むと、この市の総合政策の中で当てはまるものが見つけられてくるのではないかなというふうに考えました。例えば、私はこのジェンダー平等は、私が思うに、かなりのところが丸になっていくのではないかな。女性だけでなく、これはあらゆる人も人権を訴えるものなので、かなりのところについていくのではないかと思いますけど、例えば第3章、この健幸・子育てという中でも、ジェンダーでの5番は4番の子育て支援の推進のみにしかついておりません。しかし、私がこの169のターゲットを見る中では、例えば2番保健・医療の充実と連携というところも女性にかかわってくるのではないかなと思いますし、また、5番の安心して産み育てやすい環境づくりも入ってくるのではないかなと思います。また、女性の、特にその学習の支援というところを考えますと、第5章のさまざまな問題にもかかわってくるのではないかなというふうに思っております。またこのSDGsは本当にこうさまざまに連携していくところなので、切りがないと言えば切りがないんですけども、もう一度見直していただくことをやってほしいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○総合政策課長補佐

説明の中で申し上げさせていただきましたけれども、SDGsとの関連性のひもづけの考え方につきましては、各施策の基本事業に記載されている内容で線引きをして、関連づけを行ったものとなります。基本事業にひもづけされます個々の事務事業、飯塚市でいえば1150ほどあるんですけども、そこまで掘り下げていきますと、関連づける施策がちょっと際限なくふえていくことになるため、このような考え方で一旦整理をさせていただいておりますけれども、これからまた市民意見募集も行いますので、本日いただいた意見も検討させていただき、3月までに最終案を策定し、改めて報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。
これをもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。